

平成 28 年度

事 業 計 画 書

社会福祉法人 摂津宥和会

## 平成 28 年度 社会福祉法人摂津宥和会 事業計画

社会福祉法人摂津宥和会は、平成 27 年 4 月に（旧）宥和会と（旧）社会福祉事業団が合併して設立され、「障がいのある人もない人も、高齢者も子どもも、住み慣れた地域で共に支えあい生活し、一人ひとりが心に描く幸せを大切に、安心して適切な福祉サービスの提供と社会づくりを目指す」ことを法人の理念としました。合併により市内各所において乳幼児期の児童発達支援から就労支援や成壮年期における施設入所や共同生活援助サービス事業など幅広く事業展開しております。

地域生活支援センターは、みきの路とグループホームを併せもった総合的な支援施設です。利用者に地域の中でそれぞれ思う生活を提供し、一人ひとりが主役となれるようご家族や日中活動の場・相談支援事業所・医療機関等と連携を深めて、総合的に入居者の生活を支援してまいります。

児童発達支援センターは、その専門的機能を活かし、障がい児やその家族からの相談に応じるほか、つくし園での保育所等訪問支援やめばえ園での療育専門機能を活かし、乳幼児から小学校児童などの発達に課題のあるすべての子どもを包括的にケアする事業所として関係機関との連携をより一層深めてまいります。

多機能型事業所ひびきはばたき園では、地域に根差して多様な福祉課題に積極的に取り組んでおり、市内においてニーズの高い自立訓練事業の開設に向けて調査研究を行ってまいります。

身体障害者・老人福祉センターでは、少子高齢化社会の中で介護保険に頼らず、元気に活動する障がい者や高齢者を支援する利用者本位の施設運営を行ってまいります。

障害者職業能力開発センターせつつくすのきにおいては、蓄積してきた職業訓練のノウハウを生かすとともに企業や関係機関とのネットワークを活用し障がい者の適正と能力に応じた就業を目指した事業展開を図ってまいります。

第 1 児童センターでは、夏季の時間延長や南千里丘地域の子育て世代の増加に伴って利用者が飛躍的に伸びてきております。摂津市と連携し、将来の地域リーダー養成に向けての研修研究を進めてまいります。

障害者総合支援センターでは、障がい種別を超えた相談体制が整備され、就業・生活支援センターによる就労支援も合わせ、幅広い年齢層の障がいのある人に対する一体的な相談支援体制をもって個別の多様なニーズにこたえていく体制を維持してまいります。

平成 28 年度におきましても摂津市が掲げた障害者福祉都市「ふれあい都市」宣言の実現を目指し、障がい者の福祉施策を中核として高齢者福祉や児童の健全育成を担い、また、障がい者の日中活動や生活の場の支援など利用者の生活全般を住み慣れた地域で支えられる体制を構築し、利用者にとって安心して適切な福祉サービスと社会づくりを目指してまいります。

1	摂津宥和会事務局	.....	3
2	地域生活支援センター		
	I 障害者支援施設「摂津市立みきの路」	.....	5
	II 共同生活支援（グループホーム）	.....	12
3	摂津市立児童発達支援センター		
	I 児童発達支援センター「つくし園」	.....	15
	II 障害児通所支援施設「めばえ園」	.....	20
4	摂津市総合福祉施設「ふれあいの里」		
	I 多機能型事業所「摂津市立ひびきはばたき園」	.....	23
	II 摂津市立身体障害者・老人福祉センター	.....	33
	III 摂津市障害者職業能力開発センター「せつつくすのき」	.....	36
5	摂津市立第1児童センター	.....	40
6	摂津市障害者総合支援センター		
	I 摂津市障害者総合相談支援センター「ウィング」	.....	43
	II 茨木・摂津障害者就業・生活支援センター	.....	48

# 1 事務局

本部事務局は効率的に法人運営を推進するため、次の事務事業を実施します。

## 1 事業内容

### (1) 各種会議の充実

①おおむね年2回（5月・3月）理事会・評議員会を開催します。

（事業計画・予算・決算その他、法人の運営に必要な事項を審議するため）

②年1回（5月）監事監査を行います。（事務の実施状況及び会計経理を監査するため）

③施設連絡会議等の会議を実施します。（総合的かつ円滑な施設運営を図るため）

### (2) 組織活性化の推進

組織活性化を図るため、適正な人事管理を目指します。

### (3) 地域社会との有機的連携

地域との連携・交流を図るために、各施設が行う地域との交流を積極的に支援します。

### (4) 効率的な事務事業の管理

事務効率化のため、所管事業及び会計等について積極的な指導・研修を行います。

### (5) 福利厚生の充実

職員の福利厚生を図るため、健康診断の実施等福利厚生事業の充実に努めます。

### (6) 教育・研修の充実

人権研修・パワハラ研修等の職員研修を実施します。

### (7) 事務効率化

社会福祉法人会計用F Xクラウドをより効率的に、さらなる事務の効率化を図ります。

## 2 情報公開制度

市の情報公開条例に基づき利用者の方等の情報ニーズに応え、サービス事業者として利用者の方との信頼関係を築き、公正で開かれた事業運営を図るため、引き続き情報公開に努めます。

## 3 苦情解決委員会

提供するサービスについて利用者の方などから寄せられた苦情・意見に公正かつ的確に対応するために、苦情解決委員会を設置しています。委員会は市民の代表2名で構成される第三者機関で、各施設において受理した苦情などについて審査し公正な解決に向けた対応に努めます。

## 4 職場における適正な運営（セクハラ・パワハラ防止）

職場において行われる性的な言動・行き過ぎた言動に対する労働者の対応により当該労働者がその条件につき不利益を受け、又は当該言動により労働者の就業環境が害されることを防止します。管理職への研修も含め、社会保険労務士による指導・アドバイスをもとにハラスメント研修を実施し、適正な運営に努めます。

5 研修計画（事務局）

○ 2回/年…ハラスメント研修・財務関係研修・労務関係事務研修・社会保険事務研修

○ 1回/年…人権研修

6 施設定員と職員配置

単位：(人)

施設区分	施設定員	職員配置				合計
		正職員	契約職員	嘱託	嘱託医	
地域生活支援センター						
障害者支援施設 「摂津市立みきの路」	75	24	16	3	2	45
共同生活援助（グループホーム） 「サルビア」	10	2+（2）	9			11
〃 「ガーベラ」	5	（4）	5			5
〃 「オリーブ」	5	（4）	7			7
〃 「コスモス」	4	（4）	5			5
摂津市立児童発達支援センター						
児童発達支援センター 「つくし園」	30	7	5	1	2	15
障害児通所支援施設 「めばえ園」	10	2	1	2	1	6
摂津市総合福祉施設「ふれあいの里」						
多機能型事業所 「摂津市立ひびきはばたき園」	60	15	14	2	（3）	31
摂津市立 身体障害者・老人福祉センター		5				5
摂津市障害者職業能力開発センター 「せつつくすのき」	20	5	1	2		8
摂津市立第1児童センター		2	3			5
摂津市障害者総合支援センター						
摂津市障害者総合相談支援センター 「ウイング」		7	1			8
茨木・摂津障害者就業 ・生活支援センター		2	3			5
合計	219	71	70	10	5	156

※（ ）は兼務

## 2 地域生活支援センター

### I 障害者支援施設 「摂津市立みきの路」

#### 1 運営方針

利用者の個人としての尊厳の保持を旨とし、利用者が心身ともに健康で生きがいのある生活を送る中で、それぞれの年齢、障害程度、健康状態に応じ、また可能な限りニーズを尊重して、自立と社会参加が出来るように支援します。尚、支援に当たっては、利用者の安全確保を最優先します。

現在、生活介護事業は通所と入所、1階・2階・3階のフロアー中心の活動を実施していますが、平成28年度から通所・入所・フロアーの枠を超えて、障がい特性やニーズ等を考慮したグループを編成して、可能な限り一人ひとりのニーズに沿った活動を提供して日中活動の充実を図ります。グループ活動を導入するにあたり、日課および勤務体制の変更、ハード面の整理も含めて、半年間は試行的に活動を実施しながら、地域支援センターとして、より効果的かつ効率的な運営を図っていきたいと考えます。

#### 2 利用者への支援

##### (1) 施設入所支援

利用者が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて生活支援を行ないます。

施設入所支援サービスは平日・土曜日の 17:00～翌 9:00 および生活介護サービス休業日に提供します。

- ・掃除支援
- ・洗濯支援
- ・シーツ交換
- ・歯磨き支援
- ・つめ切り等の支援
- ・就寝に関する支援
- ・夜間時定期巡回
- ・起床に関する支援

##### (2) 生活介護

###### ①施設入所支援

日曜・祝日以外の 9:00～17:00 に生活介護サービスを提供します。

###### ②通所

土曜・日曜・祝祭日・年末年始以外の 9:00～16:30 に生活介護サービスを提供します。

###### (ア) 個別支援計画

利用者個々のニーズや課題、心身の状態を把握し、ご家族のニーズも踏まえて個別支援計画を作成し、利用者や家族の同意を得ます。利用者一人ひとりに合った支援を実施するとともに、随時支援の見直しを行ないます。ご家族との連絡は、必要に応じて電話にて行ない、通所の方は、連絡ノートでも行います。

###### (イ) グループ活動

月～金曜日の午前・午後の活動時間に障がいや特性、ニーズ等を考慮して4グループ(①～④)を編成して活動を行います。

###### ①リラックスをメインとするグループ

利用者の障がいの状況、興味等を考慮し、散歩・外気浴・音楽鑑賞・運動・ストレッチ・

感覚刺激等、理学療法士の関わりの中、より個別性の高いプログラムを提供します。

②創作活動をメインとするグループ

壁面飾り製作・絵画・粘土等クラフトを基本として、さをり織りや紙漉き作業等の創作活動・散歩や買い物等の外出・運動等の活動を提供します。

③運動をメインとするグループ

フライングディスクや軽スポーツ・ダンスや体操等体を動かすプログラムを中心として活動します。

④作業をメインとするグループ

軽作業・清掃活動・園芸作業等を中心にして、散歩や運動・買い物等日常生活全般を活動として取り入れていきます。

・全体活動

活動内容やニーズ等を考慮してグループの合同活動も取り入れ、全体活動として行事や月に数回音楽療法士を招き音楽活動に取り組みます。納涼会やクリスマス会等季節の行事等も全体行事として実施します。

・個別外出

利用者の障がい特性等に応じて、個別の支援を行いません。個別外出として、年間を通じて少人数のグループに分かれ、利用者の希望を聞きながら行き先を決めて外出します。外出先では、社会のルールやマナーを伝えるとともに、いろいろな経験を重ねながら、楽しみの幅を広げるよう支援します。

(ウ) 家族参加活動

ご家族に、日頃の活動の様子を知っていただくことを目的とし、年間を通して見学の受け入れを行いません。また、ご家族にも活動に参加していただく機会を設け、施設全体の行事以外に、利用者と一緒におやつ作りやレクリエーション等の活動に参加していただきます。

(エ) 土曜日生活介護（施設入所支援）

土曜日はドライブ・外出・外食・買い物・ゲーム・運動等、利用者のニーズに合わせた活動を行いません。

(オ) 健康管理

嘱託医や主治医と連携を図りながら、利用者の健康管理を行います。体重測定（月1回）、年に2回（9月・3月）健康診断（通所の方は有償）を実施し、病気の早期発見・早期治療に努めます。また、日ごろから手指や環境面の消毒、インフルエンザの予防接種（通所の方は有償）等を行い、感染症予防に努めます。

①施設入所支援

定期受診、臨時受診等の通院支援を行います。

医師より処方された薬は、看護師が管理し、支援員が服薬支援を行います。

②通所

来所後、全利用者に対して、検温、血圧測定を行ない、健康状態の把握に努めます。また、必要に応じて看護師に相談します。

病院に行くことが困難な方を対象に、年に1度、嘱託医による有償での健康診断、インフルエンザの予防接種を実施します。

(カ) 歯磨き・ブラッシング指導

毎食後、歯磨きの支援を行い、口腔内の健康に努めます。

①施設入所支援

週に1度、協力医療機関であるビーバー小児歯科の医師が来診し、口腔内の健康状態の確認、ブラッシング指導、必要に応じて治療を行います。

②通所

協力医療機関であるビーバー小児歯科の医師が、2ヶ月に1度口腔内の状態を確認し、ブラッシングの指導や、治療が必要な方に対しては、ご家族に医師からの説明内容を伝え、早期発見に努めます。

(キ) 入浴支援

①施設入所支援

週に4日、身体状況に応じて一般浴、機械浴での入浴を提供します。  
入浴がない日は、清拭を行います。

②通所

入浴サービスを、希望者に対して基本週1回提供します。  
心身の状態に応じ、一般浴と機械浴のどちらかを利用していただきます。

(ク) 送迎サービス（通所）

通所の方で送迎車の利用を希望される方には、ドアツードアを基本とし、ご自宅までの往復に対してリフト付き車3台で送迎サービスを提供します。

(ケ) 短期入所・日中一時支援事業との連携（通所）

生活介護を利用されている方で、当施設の短期入所事業や日中一時支援事業を利用されている方には、出来るだけ普段の生活リズムを崩さず、安心して楽しく生活していただけるよう、短期入所（日中一時）担当者と情報を共有し、連携を図りながらサービスを提供します。

(コ) 支援学校の体験実習の受け入れ

支援学校卒業後の進路として、当施設の生活介護を希望される方に対しては、卒業後の受け入れ体制が可能な場合、担当教員や進路指導担当者と話し合いを行ない、利用に向けての体験実習を積極的に受け入れ、安心して利用していただけるようにします。

(3) 給食サービス（通所の方は昼のみ）

食事は、朝食7:00～ 昼食12:00～ 夕食18:00～ 提供します。

栄養士が、年に1度嗜好調査を実施し、利用者の健康状態や運動量等を把握し、メニューを考えます。また、月に1度の選択メニューや、地方の駅弁メニュー、行事に合ったメニュー等を考えます。利用者一人ひとりにあつた食事形態（とろみ食、ミキサー食等）で提供します。

3 短期入所（児童・成人）

原則として利用当日の生活介護及び、施設入所支援利用者と同じプログラムを提供します。児童の利用者については、必要に応じて個別なプログラムを提供します。

また、平日については、利用者のニーズに応じて、他の事業所が提供する日中活動の事業所を利用していただきます。

#### 4 日中一時支援（児童・成人）

原則として日曜・祝日以外の9時00分から17時00分は、生活介護利用者と同じプログラムを提供します。

それ以外の時間帯は、施設入所支援利用者と同じプログラムを提供します。

#### 5 各種会議

職員間の情報の共有や利用者への支援内容等について協議するため、定期的に会議を開催します。

- ・全体会議（月1回）
- ・グループ会議（6ヶ月1回）
- ・入所部フロアー会議（月1回）
- ・ケース会議（随時）
- ・行事实行委員会（随時）
- ・給食運営会議（3ヵ月1回）
- ・リスクマネジメント会議（随時）
- ・リーダー会議（月1回）

#### 6 災害事故防止対策

非常災害に備えるため、防災、避難等に関する「防災マニュアル」を整備するとともに、年2回以上（内1回は夜間想定）の避難・救出その他必要な訓練を行ないます。

- ・避難訓練（年2回以上）
- ・防災設備の点検（年2回）
- ・AED講習・通報訓練（隔年）

非常災害に備え、非常食等を準備します。定期的に食材や器具、日用品の点検を行ない、非常時に備えます。

- ・福祉避難所として摂津市と契約を結び、地域の障がいのある方が災害に遭われた際に利用していただける施設として利用していただきます。

#### 7 秘密保持と個人情報の保護

サービスを円滑に提供するために、各種関係機関との情報共有が必要な場合があるため、利用契約時に個人情報の取り扱いについては、必要最低限の範囲で使用させて頂く事を文書で同意を得ます。この秘密保持の義務は、利用契約が終了してからも継続させます。

#### 8 虐待防止

障害者虐待防止法に触れる行為は一切致しません。虐待防止責任者を設置し、利用者の人権擁護、虐待防止に努めます。新たに、「虐待防止委員会」を立ち上げ、組織として虐待防止に取り組み、施設内で虐待に関する研修を行ない、外部研修にも積極的に参加します。

全職員が、自分の日々の支援を見直す機会を設けるため、『支援方法自己チェックリスト』を作成し、毎月自己チェックを行ないます。自己チェックリストは、毎月管理者に提出します。

#### 9 社会参加

大阪府障害者スポーツ大会に参加するなど、スポーツや文化的な活動に積極的に参加できるように、日中活動のプログラムを充実させ、社会参加を図ります。

#### 10 医療機関との連携

千里丘協立診療所（内科）と嘱託医契約を締結し、月に一度の来診の他、利用者の健康相談や緊

急時の診察受け入れ態勢を整えています。

また、石田医院（精神科）と嘱託医契約を締結しており、月に一度の来診があります。  
協力医療機関として摂津医誠会病院と協力医療機関契約を締結しています。

協力歯科医療機関としては、ビーバー小児歯科と協力歯科医療機関契約を締結し、利用者の口腔内の健康相談や、緊急治療が必要な場合に備えています。

## 11 地域交流

①施設入所支援を利用されている方には、地域の行事に参加していただける機会を設け、地域の学生ボランティア（摂津高校和太鼓部、摂津市立第三中学校の催し等）や地域の方との交流を図ります。

②生活介護（通所）を利用されている方には、地域での行事や催しがあれば情報提供し、散歩や地域のスーパー等に買い物に出かける等、地域との交流を大切にしています。

また、地域のボランティアを積極的に受け入れます。

## 12 アフターケア

当施設を退所された方の生活をサポートされる家族や支援者に対し、本人やご家族の了解を得て、必要な情報提供やアドバイスを行ないます。

## 13 苦情解決システム

当施設を利用される方からの苦情に対し、適切に解決するための体制を整備することで、利用者の権利を擁護するとともに、利用者の満足度を高め、福祉サービスを適切に利用できるようにします。

・苦情受付担当者      ・苦情解決責任者の配置      ・第三者委員の設置

## 14 職員研修等の充実

利用者支援の質の向上や職員のスキルアップを目指し、外部研修に積極的に参加するとともに、内部研修では、全体会議で職員個々に研究した内容を発表します。研修報告については、全体会議で発表するとともに、全職員に研修内容を回覧で報告し、職員への周知徹底を行ないます。

大阪府知的障害者福祉協会障害者支援施設部会に参加し、法制度に関する情報交換や、他事業所との意見交換を図ります。

## 15 各関係機関との連携・協力

利用者支援の一体性を目的とし、相談支援事業所や日中活動の場事業所、医療機関等と情報を共有し、連携をとりながら、利用者一人ひとりのニーズに合った支援をします。

## 16 実習生の受け入れ

専門学校や大学の福祉実習の受け入れを積極的に行ないます。また、近隣の中学校や高等学校からの依頼により、授業の一環である「職場体験」や、「体験実習」の受け入れを行ない、障害のある方についての理解を深めていただくと共に、福祉現場での仕事を知っていただき、積極的に福祉職の担い手を育てます。

17 広報

年に3回、当施設の機関紙を家族向けに発行し、施設入所支援や生活介護での生活や活動の様子等を報告します。またホームページを通じて、当施設に関する情報を開示します。

18 日課予定表

	時 間	利用者の日課	支援員等の活動
施設入所支援	7:00~8:00	起床 洗顔・トイレ 朝食準備（手洗い等）	起床促し・健康チェック 更衣支援・トイレ誘導 洗顔・朝食準備・薬確認
	8:00~9:00	朝食 朝食後の服薬 片付け・歯磨き トイレ	食事介助 投薬 片付け・歯磨き支援 トイレ誘導
生活介護	9:00~10:00	（入所）掃除・洗濯 活動準備・移動 （通所）送迎車にて来所	全体ミーティング 掃除・洗濯 通所者受け入れ準備 送迎添乗
	10:00~11:15	グループ活動 朝礼・活動等	グループ活動 健康チェック 活動 通院支援
	11:15~12:00	昼食準備 手洗い・トイレ	昼食準備・薬確認 手洗い・トイレ誘導
	12:00~13:00	昼食 昼食後の服薬 片付け・歯磨き トイレ	食事介助 投薬 片付け・歯磨き支援 トイレ誘導
	13:00~13:45	休憩 移動	活動準備 トイレ誘導 移動介助
	13:45~15:00	月曜日～金曜日 グループ活動 土曜日 フロア活動 自動販売機利用 買い物・ドライブ等	音楽活動・制作・運動等 活動日誌の記載 トイレ誘導  土曜日 フロア活動
	15:00~15:30	リラックス・おやつ 入浴準備（月・水・金） 清拭準備（火・木）	入浴準備（月・水・金） 清拭準備（火・木）
	15:30~17:00	入浴（月・水・金） 水分摂取	入浴介助・身体チェック 薬塗布 お茶配布
施設入所支援	17:00~18:00	リラックス 夕食準備（手洗い・トイレ等）	夕食準備 薬確認 手洗い・トイレ誘導等
	18:00~19:00	夕食 夕食後の服薬 片付け・歯磨き	食事介助 投薬 片付け・歯磨き支援
	19:00~19:30	リラックス 就寝準備・更衣・トイレ 眠前薬服薬	トイレ誘導 更衣支援・トイレ誘導 眠前薬投薬
	19:30~21:00	入浴（月・水・金） 水分摂取	入浴介助
	21:00~	就寝	トイレ誘導 フロア間申し送り 日誌の記載 施設内巡回（0:00） フロア巡回（10:00・0:00 ・3:00・6:00） オムツ交換

生活介護休業日（日曜日）の9：00～17：00

時 間	利用者の日課	支援員等の活動
9：00～11：30	リラックス	トイレ誘導 掃除・洗濯・配茶
11：30～12：00	昼食準備 手洗い・トイレ	昼食準備・薬確認 手洗い・トイレ誘導
12：00～13：00	昼食 片付け 歯磨き	食事介助 投薬 片付け 歯磨き支援
13：00～13：20	入浴の準備	トイレ誘導 入浴の準備
13：20～16：00	入浴 更衣 洗濯	入浴介助 更衣支援 薬塗布 トイレ誘導
16：00～17：00	リラックス	トイレ誘導 洗濯

19 年間行事計画

月	主な行事	定例行事
通年	個別外出	<p>〈主 要 行 事〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難訓練（年2回以上）</li> <li>・健康診断（年2回・施設入所支援）</li> <li>・大掃除（年1回以上）</li> <li>・摂津市立第三中学校職場体験学習（年1回）</li> <li>・摂津高校地域交流（年1回）</li> <li>・実習生受け入れ（適時）</li> </ul> <p>〈月例行事・施設入所支援〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・誕生会</li> <li>・資源回収</li> <li>・嘱託医（精神科医）来診</li> <li>・嘱託医（内科医）来診</li> <li>・協力医（精神科医）来診</li> <li>・協力歯科医来診</li> <li>・理容（理容組合）</li> <li>・美容（美容師）</li> </ul>
	家族参加活動（通所・通年）	
4		
5	音楽コンサート 大阪府障害者スポーツ大会	
6		
7	納涼会	
8		
9		
10	室内運動会 摂津宥和会運動会	
11	和太鼓コンサート 三中フェスタ（入所） 輪い輪い祭り（入所）	
12	風船バレーボール大会（入所） クリスマス会	
1		
2	作品展	
3		

## II 共同生活援助（グループホーム）

- 「サルビア」（事業開始日 平成24年4月1日 定員女性10名）  
所在地：茨木市沢良宜西4-6-22
- 「ガーベラ」（事業開始日 平成26年12月1日 定員女性5名）  
所在地：摂津市鳥飼本町1-2-7
- 「オリーブ」（事業開始日 平成27年10月1日 定員女性5名）  
所在地：摂津市別府3-3-19-3
- 「コスモス」（事業開始予定日 平成28年4月1日 定員男性4名）  
所在地：摂津市鳥飼西2-35-4

### 1 運営方針

利用者の個人としての尊厳の保持を旨とし、利用者の心身がともに健康で生きがいのある生活を送る中で、それぞれの年齢、障害程度、健康状態に応じ、また可能な限りニーズを尊重して、自立と社会参加が出来るように支援します。

支援に当たっては、法人の事業運営理念および知的障がい者施設職員倫理要綱・行動規範を遵守し、利用者の安心、安全な生活の確保を最優先します。また家庭的な雰囲気を提供を第一に考え、季節に応じたイベント等を、利用者の意見を聞きながら計画します。

家事、掃除等の日常生活上の行為は、可能な限り利用者自身で行なって頂くよう支援します。

### 2 利用者への支援

- (ア) 個別支援計画書を作成し、計画書に基づいた支援をします。
- (イ) 生活全般の相談に乗ります。
- (ウ) 健康管理については、利用者の日々の健康状態に常に留意し、疾病の早期発見・予防等、健康維持のため適切な措置をとるよう努めます。
- (エ) 金銭管理については、必要に応じて成年後見制度の利用の相談に乗ります。
- (オ) 食事については、栄養士の指導に基づいた献立で提供します。利用者個々のニーズやADL、年齢などに応じた個別対応を行ないます。
- (カ) 余暇活動については、地域生活支援事業の移動支援を利用して外出への配慮をします。
- (キ) 日中活動の場等との連絡・調整を行ない、支援の一体性を持たせます。
- (ク) 夜間においては、適宜巡回を行ない、利用者それぞれに必要な支援を行ないます。
- (ケ) 新規申し込みのあった利用者へは、体験利用の提供を行ないます。
- (コ) 上記の支援に附帯する必要な介助・支援・家事・相談・助言を行ないます。

### 3 各種会議

月に1度、世話人会議を実施し、利用者支援の方向性を確認し、話し合いを持ちます。

月に1度の法人の全体会議にも参加し、ホーム運営の報告、サービス提供内容の報告と検討課題の話し合いを行ないます。

### 4 災害事故防止対策

非常災害に備えるため、避難経路の確認や地域の防災・ハザードマップなどを用いて利用者、職員共に防災意識を持つように支援を行ないます。

ひやりはっと、事故報告書を積極的に活用し、事故を未然に防ぐ努力をします。

### 5 秘密保持と個人情報の保護

サービス提供を円滑にするために、各種関係機関との情報共有が必要な場合がありますので、利用契約時に個人情報の取り扱いについて、必要最低限の範囲で使用させて頂く事を文書で同意を得ます。この秘密保持の義務は、利用契約が終了してからも継続させます。

### 6 虐待防止

障害者虐待防止法に触れる行為は一切致しません。虐待防止責任者を設置し、利用者の人権擁護、虐待防止等に努めます。

### 7 社会参加

大阪府障害者スポーツ大会に参加するなど、スポーツや文化的活動に積極的に参加し、社会参加を図っていきます。

### 8 医療機関との連携

摂津医誠会病院と協力医療機関契約を締結し、利用者の健康相談や緊急時の診察受け入れ態勢を整えております。

協力歯科医療機関としては、ビーバー小児歯科と協力歯科医療機関契約を締結し、利用者の歯科・口腔健康相談や、緊急治療が必要な場合に備えています。

また、利用者の各主治医との連携を密に取り、疾病の予防や状態悪化を防ぐように努めています。通院の付き添いを実施し、場合によっては通院等介助の利用で対応します。

### 9 地域交流

地域生活を充実させるために、地域交流（摂津祭り・輪い輪い祭り・風船バレー等）を積極的に図っていきます。

### 10 アフターケア

グループホームを退去、もしくは転居された場合のフォロー体制を整えます。

## 11 苦情解決システム

苦情または相談があった場合、聞き取りや状況把握を迅速に行ない、利用者の立場を第一に尊重しながら問題解決に努めます。

必要に応じて関係機関への連絡調整を行ない、利用者へは解決方法や対応方法の回答を行ないます。

- ・ 苦情解決責任者と苦情受付担当者の設置
- ・ 第三者委員の設置

## 12 職員研修等の充実

利用者支援の質の向上や職員のスキルアップを目的に、外部研修には積極的に参加し、報告書の回覧や、会議での伝達研修にて職員への周知徹底を行ないます。

2ヶ月に1度、大阪府知的障害者福祉協会地域支援部会に参加し、他事業所との意見交換や、法制度に関する情報交換を図ります。

## 13 各関係機関との連携・協力

日中活動の場や医療機関、相談支援事業所、居宅支援事業所等と連携を密に取り、支援の一体性や連動性を持たせる事に努めます。

必要に応じてサービス担当者会議を開催し、利用者支援がより良いものになるように配慮します。

4ヶ月に1度、摂津市内のグループホーム事業所との連絡会に参加し、情報交換を行ないます。

## 14 広報

ホームページでの情報公開を行ないます。

## 15 日課予定表

週間スケジュール

時 間	平 日	土・日・祝日
5：30～8：00	起床・朝食	起床・朝食
8：00～9：30	通所・就業先へ出発	週末は自由時間 ルームメイトと趣味を共有したり、ヘルパーとの外出や帰省し家族と過ごす
16：00～18：00	通所・就業先から帰宅	
18：00～21：00	夕食・入浴  夕食後・入浴後はルームメイトと自由な時間を過ごす	夕食・入浴  夕食後・入浴後はルームメイトと自由な時間を過ごす
21：00～	共用部分は消灯	共用部分は消灯

### 3 摂津市立児童発達支援センター

#### I 児童発達支援センター「つくし園」

##### 1 運営方針

つくし園では、発達に課題のある子どもへの専門療育・支援施設として、心身の健康保持と増進、基本的な生活習慣の確立、社会性の獲得を目的に日々療育を行い、①本人の自立を支援するための発達支援 ②子どものライフステージに応じた支援 ③できるだけ身近な地域における支援 ④発達に課題のある幼児の家族を含めたトータルな支援を柱に心身共に豊かに育てている施設づくりに努めます。

施設の運営にあたっては、通園利用の幼児への支援はもちろんですが、26年度から開始した保育所・幼稚園・学校等を訪問し、発達に課題のある乳幼児、児童に対し他の子どもとの集団生活への適応のための専門的な支援や教職員に対するアドバイス、その他の必要な支援を行う『保育所等訪問支援』、施設内で行う日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応等を行う『児童発達支援』と、発達に課題のある子どもたちを対象に障がい特性へのきめ細かい配慮を行う『障害児相談支援』の児童発達支援センターの指定要件であるすべての事業を更に充実させ、児童発達支援センターが地域支援体制の中核となるよう活動して参ります。

日中一時支援事業は、通園利用（在園）児の家族に対する子育て・家族支援として必要に応じて実施し、また支援学校等に通学をしている児童を対象に、学校が長期の休みの期間に障がい児やその家庭の福祉向上を図るため実施します。

##### 2 通園児の支援

通園児の支援は、年齢・発達状況・母子関係等個々に応じて行います。母子通園クラスは、子ども自身の課題と環境的要因に着目した発達援助、並びに養育基盤である家庭の安定に向けた療育・援助を行います。その後、概ね年齢や発達段階に応じて単独通園クラスに移行します。また、園児の発達課題や実情に照らした保育内容の細分化・グループ化によるきめこまやかな療育を実施するとともに、次年度就学を迎える園児への学習プログラム等の充実に努めます。

併設施設のめばえ園職員の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び摂津市子育て支援課の臨床心理士との連携をさらに高め、多職種スタッフによる構成で専門的な療育に取り組みます。

###### (1) 療育の内容

###### ア 生活指導

食事、排泄、更衣等の日常的、基本的な生活動作を通して生活習慣を身につけ、リズムを整えるように援助します。

###### イ からだづくり

生活リズム、しっかりとからだを動かしての遊び、自然に触れながらの心身の発散をすることによって丈夫なからだをつくります。また、食事指導や歯磨き指導を通して衛生や健康への意識を高めます。

#### ウ 社会性の養成

集団の中で、個別の遊びや集団遊び・行事等を通して経験の幅や人とのかかわりを広げ、ルールの学習・理解につなげます。

#### エ 交流事業

地域での育ちを豊かにするための子育て支援事業に積極的に参画・参加し、園児の経験の幅や人とのかかわりを広げます。

### (2) 健康管理の充実

ア 園児の健康状態を把握するため定期的に健康診断を実施するとともに、必要に応じて医療機関との連携に努め助言・指導を受け、療育に活かしていきます。

イ 家庭と連携して生活リズムを見直し、基本的な生活習慣を身につけます。

ウ 必要に応じて府および市の担当保健師、医療機関との連携を図り、助言・指導を受け、療育に活かしていきます。

### (3) 給食

給食で提供する食事は園児の健康の保持増進や家庭における食生活の意識向上を目指し、健康にとって望ましい食習慣を身につけ、適正なエネルギーと栄養素の摂取ができる食生活を営むことができるよう委託業者との連携を密にし、栄養士による喫食状況の把握、子どもの状況に配慮した調理形態の工夫などに努め、さらに子どもにあった給食の提供に努めます。

## 3 保護者との連携

保護者が子どもの発達段階や課題を把握し、適切なかかわり方を学習することにより、子どもを理解して、子育てができるよう援助を行い、家庭の安定につなげます。

### (1) 家庭との連絡

毎日の連絡ノートにより、子どもの家庭での様子や園での様子を連絡し合うことにより、日々の状態の把握に努めるとともに相談にも応じます。

・園だよりの発行（毎月）

### (2) 各種面談・親子保育

項目	実施形態
個別面談	園児ごと 隔月1回 進路指導も含む
クラス面談	クラスごと 毎月1回
三者面談	必要に応じて実施
家庭訪問	入園時、他必要に応じて実施
合同親子保育	毎月1回 2クラス合同で実施
単独クラス親子保育	毎月1回 単独通園クラスの親子保育日

### (3) 母親教室

子どもの発達に関する学習や情報・意見交換や保護者間での交流を実施します。

#### 4 各種会議

施設運営に関する事項および園児に対する療育内容の向上について協議し、効率的かつ円滑な業務運営を推進するため次の会議を開催します。

- ・施設連絡会議（毎月2回）
- ・給食会議（毎月1回）
- ・年度まとめ会議（年1回）
- ・職員会議（毎月1回＋随時）
- ・行事会議（随時）
- ・法人行事実行委員会（随時）
- ・子育て支援課との会議（引継ぎ、判定会議、情報意見交換など）（毎月1回）

出席する会議

- ・障害児相談連絡会（随時）
- ・教育支援会議（随時）
- ・生活支援センター連絡会議（毎月1回）
- ・児童発達支援事業所連絡会議（年2回）

#### 5 災害・事故防止対策

災害（火災・地震等）の際には特に配慮を要する障がい児が利用していることから、安全の確保を図るため訓練を実施します。また、施設内への不審者の侵入を未然に防ぎ、備品を含め日常的に安全の確保に努めます。

- ・避難訓練（毎月1回）
- ・普通救命講習（年1回）
- ・消火・通報訓練（年2回）
- ・防犯訓練（年2回）
- ・遊具安全点検（毎日）
- ・業者委託遊具安全点検（年1回）

#### 6 関係機関との連携

必要に応じて発達検査、プレイセラピーなどの発達援助が受けられるように子育て支援課との連携を図ります。医療機関との連携については、早期療育に伴う医療的ケアの必要な園児も多いことから、経過の把握と必要に応じた指導を行います。また、進路指導については、教育委員会、支援学校、市内小学校、幼稚園、保育所、こども園などとの連絡調整を図り、体験入学、進路先訪問などの機会を通して情報の交換を行い、連携を深めていきます。市内小中学校の支援学級担当者との研修会を実施するほか、五中校区地域教育協議会および市子育て支援ネットワーク推進会議に参画し、子どもたちが健やかに育つための環境づくりを進めていきます。

#### 7 障害児相談支援

支援を受けるにあたっての窓口となるのが、障害児相談支援です。

摂津市保健福祉課、子育て支援課（家庭児童相談室）、府立茨木保健所からの紹介と電話等で直接、相談を受ける場合があります。相談支援専門員が受け付け相談内容により、利用できるサービスを考え、サービス等利用計画・障がい児支援利用計画を作成します。それをもって市役所で受給者証が発行され、サービスを受けることができます。

#### 8 保育所等訪問支援

通園児が修了し保育所や幼稚園に就園した場合と児童発達支援の訓練を受けている子どもの保護者からの希望があつて、相談支援専門員が必要であると判断し支援を開始します。保育所と幼稚園がほとんどですが、必要に応じて小学生が対象となる場合もあります。訪問支援員が訪問し必要な支援を行います。

## 9 虐待防止

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者（児）施設における虐待の防止について」に準じた取扱いをするとともに、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待の防止に関する責任者の選定を行います。
- ・成年後見制度の利用支援を行います。      ・苦情解決体制の整備を行います。
- ・従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- ・個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ・従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

## 10 苦情解決システム

保護者からの相談、苦情などに対応する窓口を設け、利用児及び保護者の立場に立って誠実かつ迅速な対応に努めます。

## 11 個人情報の保護

法人の個人情報保護管理規程及び方針に基づきつくし園が保有する情報の紛失、漏えい、改ざん等を防ぐとともに情報の管理を適正に行います。

## 12 年間行事予定

月	主 な 行 事	定 例 行 事
4	・保育説明会	<p style="text-align: center;">〈主 要 行 事〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内科健診（年2回）</li> <li>・検尿（年1回）</li> <li>・蟻虫検査（年1回）</li> <li>・耳鼻科、歯科健診（年1回）</li> <li>・参観（随時）</li> </ul> <p style="text-align: center;">〈月 例 行 事〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難訓練</li> <li>・身体測定</li> <li>・合同親子保育</li> <li>・単独クラス親子保育</li> <li>・個別面談、クラス面談</li> </ul> <p style="text-align: center;">〈その他の行事〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母親教室（年4回）</li> <li>・誕生日会（年4回）</li> </ul>
5	・日曜参観	
6	・学校見学	
7	・七夕まつり ・夕涼み会	
8		
9		
10	・遠足      ・体験入学 ・事業団運動会	
11	・つくし園運動会 ・教育支援会議	
12	・クリスマス会 ・もちつき	
1		
2	・豆まき・保育所等一日保育 ・生活発表会	
3	・ひなまつり      ・お楽しみ会 ・卒園・修了式	

## 13 日課予定表

時 間	通園児の日課	処遇職員等の活動
～8:45		仕業点検、電話受付
8:45～9:00		開 園 朝 礼、保育準備
9:00～10:00	登 園	送迎バス運行（バス車内指導） 受入れ準備
10:00～10:15	更衣、排泄 シール貼り	更衣指導・介助 排泄指導・介助
10:15～10:45	コーナーあそび	連絡ノート確認 園児主体のあそびの援助
10:45～11:30	朝の会（挨拶、お話、手遊び） 設定保育（感覚運動、認知操作、 言語・社会性のあそび）	出欠確認、健康状態の把握 計画による保育指導
11:30～12:30	片付け、排泄、給食準備 給食	食事指導・介助
12:30～14:00	歯磨き コーナーあそび、散歩など	歯磨指導・介助 園児主体のあそびの援助および 設定保育
14:00～14:40	片付け・排泄 おやつ 更衣 降園準備	排泄指導・介助 食事指導・介助
14:40～15:00	終りの会（歌、お話など）	保護者への連絡事項確認
15:00～16:00	降 園	送迎バス運行（バス車内指導） 施設内清掃・面談・保育準備
16:00～17:15		日誌・個人記録の記載、 各種会議、終礼
17:15		閉 園

## II 障害児通所支援施設「めばえ園」

### 1 運営方針

めばえ園は、平成26年に名称を変更して二年が経過し、関係者への認知も進行してまいりました。利用者にとって身近な地域の障がい児支援の専門施設として、未就学児を対象に通所利用の乳幼児への支援及びその家族を対象とした支援・療育を行う「発達支援事業」と、就学児対象の放課後や長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって子どもの自立を促進する「放課後等デイサービス事業」を実施し、障がい児への専門療育訓練・支援施設としての機能の充実・サービスの向上・専門性の向上に努め、発達に課題のある子どもへの適切な指導・療育・訓練を行います。

施設の運営にあたっては、理学療法、作業療法、言語療法及び、乳幼児のグループ療育等により豊かな育ちを支援するために、心身の状況や環境に応じた日常生活における基本的動作の習得等、個々に応じたサービス提供を行います。また福祉・教育・保健・医療と連携し発達に課題のある子どもたちの子育てを家族も含め支援し、摂津市における障害児通所支援施設として地域の拠点となるよう進めてまいります。

### 2 サービスの内容

#### ア 理学療法

主として日常生活動作訓練による基本的な身体運動の発達を目的として、グループ訓練と個別訓練を発達段階に応じて行います。母子で訓練を行うことによって子どもへの対応と障がい・発達への理解を図るとともに、子どもが学習し、発達していく過程をスムーズに援助できるように促していきます。

#### イ 作業療法

手指機能、知覚、認知、概念の学習を主として行い、手指巧緻性の獲得、行動の安定、集中力の強化、会話（コミュニケーション）の拡大につなげていきます。

#### ウ 言語療法

口腔器官、聴覚器官だけの障がいだけでなく、それらを制御する中枢神経に問題がある場合も多くあるので、早期治療を行い伝達、思考、記憶への発達面の援助を行います。

#### エ グループ療育

配慮や療育を要しながら適当な受け入れ機関がなかったり、特定期間（特に短期）の利用を要する子どもが対象児として多いことから、療育を受ける環境を設けることにより乳幼児期の発達支援サービスの拡充につなげています。運動面・精神面への課題に対し、粗大運動・巧緻動作・感覚統合などを盛り込んだあそびの提供を行い、母子ともに児童発達支援センターを利用しての日中活動が必要なケースに対し、集団への適応性や母子関係の調整などを図りながら、より具体的な育児支援を行っていきます。

#### オ 送迎サービス

グループ療育及び各訓練利用児のニーズに応じて、送迎サービスを行います。

### 3 保護者および関係諸機関との連携

#### (1) 保護者との連携

療育・訓練に母子で参加し、家庭での子どもの様子を聞きながら訓練を行うことにより、保護者には子どもへの対応と障がい・発達への理解を促し、子どもが学習し発達していく過程をスムーズに援助できるように連携します。

#### (2) 関係機関との連携

就園、就学している子どもには受入れ機関との連携により、学校や園での様子について指導や助言を行います。市こども教育課、教育支援課の依頼により理学療法士、作業療法士を幼稚園、保育所や学校等に派遣し、助言や意見交換をします。また特別支援教育については、関係諸機関との連携においてよりよい支援サービスを提供します。

近年、低年齢児の利用が増加傾向にあります。要フォロー児への早期処遇の流れが定着し、関係諸機関のフォロー体制が充実してきたことによるものと言え、さらに連携を深めより良いサービス提供につなげます。

#### (3) 医療との連携

理学療法士、作業療法士は整形外科医の指示のもとに、訓練を行っていきます。保護者には助言・指導を行い、補装具の相談にも対応します。園児によっては医療機関、他訓練機関、府および市の担当保健師との連携を図ります。

### 4 各種会議

施設運営に関する事項および利用児に対する療育内容の向上について協議し、効率的かつ円滑な業務運営を推進するため次の会議を開催します。

- ・施設連絡会議（毎月2回）
- ・年度まとめ会議（年1回）
- ・職員会議（随時）
- ・行事会議（随時）
- ・法人行事実行委員会（随時）
- ・子育て支援課との会議（引継ぎ、判定会議、情報意見交換など 随時）

出席する会議

- ・障害児相談連絡会

### 5 災害・事故防止対策

災害（火災・地震等）の際には特に配慮を要する障がい児が利用していることから、安全の確保を図るため訓練を実施します。また、施設内への不審者の侵入を未然に防ぎ、備品を含め日常的に安全の確保に努めます。

- ・避難訓練（月1回）
- ・防犯訓練（年2回）
- ・消火、通報訓練（年2回）
- ・普通救命講習（年1回）
- ・業者委託遊具安全点検（年1回）
- ・遊具安全点検（毎日）

### 6 虐待防止

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者（児）施設における虐待の防止について」に準じた取扱いをするとともに、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待の防止に関する責任者の選定を行います。
- ・成年後見制度の利用支援を行います。
- ・苦情解決体制の整備を行います。

- ・従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- ・個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ・従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

#### 7 苦情解決システム

保護者からの相談、苦情などに対応する窓口を設け、契約に関する保護者の要望、苦情などに対し誠実かつ迅速に対応し改善に努めます。

#### 8 個人情報の保護

法人の個人情報保護管理規程及び方針に基づきめばえ園が保有する情報の紛失、漏えい、改ざん等を防ぐとともに情報の管理を適正に行います。

#### 9 週間予定表

		月	火	水	木	金
P T	午前		1		3	2
	午後	1	2	2	1	2
O T	午前	3	3	2	3	3
	午後	3	4	1	3	5
S T	午前	2		1		
	午後	2		3		
療育G	午前	4		6		

\*その他、それぞれの訓練について随時、観察を受け入れます。

観察により訓練が必要と判断した場合は、しかるべき手続きを経て、訓練を開始します。

## 4 摂津市総合福祉施設「ふれあいの里」

### I 多機能型事業所「摂津市立ひびきはばたき園」

#### 1 運営方針

生活介護事業は、支援が必要な方に、日中の生活介護（食事、排泄等）、創作活動、生産活動の機会を提供し、身体機能の維持と向上、生産活動の向上に必要な支援を行います。利用者一人ひとりに個別支援計画を立て、専門知識・技術に基づく支援による日中活動の場を提供し、各関係機関との連携を図りながら、利用者が地域で安心して生活できることをめざします。

就労移行支援事業では、一般就労を希望する方に、訓練期間を原則2年間とし、生産活動や職場体験、その他の就労に必要な知識や能力の習得及び向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適正に応じた職場開拓、就職後における職場への定着のために必要な支援を行います。

就労継続支援B型事業では、一般企業で就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、生産活動やその他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、支援を行います。充実した日中活動の提供と就労に向けて準備することを目的とします。

また、平成28年度は、各サービスにおいて利用者の視点に立った事業内容の見直しと充実を行います。そして、法人のスケールメリットを最大限に活かし、地域に根差して多様な福祉課題に積極的に取り組みます。市内においてニーズの高い自立訓練・共同生活援助事業(グループホーム)を、平成29年度以降の開設に向けて、自立生活を目指す利用者の出発点・拠点として包括的に支援を展開できるよう事業起案してまいります。

#### 2 利用者への支援

##### (1) 支援の内容

##### ア 生活支援

基本的な生活習慣の確立や地域生活を送る上で必要な個別生活支援について、利用者の心身の特性に応じて、必要な訓練・支援を実施します。

利用者や家族と話し合い、個別の生活上の課題について、その解決に向けた計画を立て、園生活の各場面を利用し支援します。課題は適時見直しを行い、個別支援計画に明記し重点課題として取り組みます。

##### (ア) 個別プログラム（生活介護、就労移行支援、就労継続支援B型）

利用者一人ひとりに合った課題を設定し、利用者同意のもとに、基本的な生活習慣の確立と地域生活を送る上で必要な個別支援を行います。

##### (イ) 生産活動（生活介護）

生産活動を中心としたクラスを設け、作業を通して社会との接点を持ち、個々の作業能力を高める支援を行ない、和紙製品などを通して生産との接点が増えていく活動を実施します。

- ・名刺、カレンダー、はがき、ポチ袋、しおり等の生産
- ・家族やふれあいの里利用者、職員、市役所関係等からの受注

- ・園舎内、ひだまり、福祉センターでの展示販売
- ・福祉まつり、健康まつり等での出店、販売

(ウ) 余暇活動（生活介護）

生きがいのある自立した生活を送るための一つである「余暇」の充実に向け、制度・サービスを利用し実際の「余暇」につながるような取り組みと、平成24年3月から開始した移動支援事業所「てくてく」の利用が定着しつつあり、一人ひとりが安心してより充実した日常生活・社会参加ができるように支援してまいります。

(エ) 宿泊トレーニング（生活介護）

利用者が家庭以外でも安心して宿泊し、より充実した地域生活を送れるように市内のショートステイ施設を利用したトレーニングを行います。

(オ) 自治会（就労移行支援、就労継続支援B型）

利用者の今や今後の園生活、家庭生活での希望や思い等を全利用者で考え、実現や達成をしていく場にします。職員は利用者の自主性を引き出し自己決定できる力を育む機会として捉え、側面的に援助します。

(カ) 生活相談（生活介護、就労移行支援、就労継続支援B型）

随時個人面談を行い、日常生活や介助面等の悩みや相談を受け、また、利用者の思いや考え、望みを受け止め、その解決に向けた支援を個別に行います。

(キ) レクリエーション（生活介護、就労移行支援、就労継続支援B型）

園生活の中で日常と違った変化のある行事を通して、生活支援の一貫として位置づけ、いろいろな場面で違った角度から利用者に関わり、利用者へのより一層の理解と把握につなげ、家庭及び園における日常生活に返していけるように努めます。

(ク) 送迎（生活介護）

利用者の状況に応じて、リフト車等を使用した送迎を行います。

(ケ) おやつ作り（生活介護）

小グループで普段は中々経験できない調理をすることで、食に対する興味や楽しみを味わえる活動をします。

(コ) 調理訓練（生活介護）

栄養士と連携を図り、グループによる調理実習を行います。

イ 就労支援（就労移行支援、就労継続支援B型）

就労に必要な知識、能力を向上させるための訓練や学習支援として、基本的な読み書きや計算ができるよう、また、就職のための基礎知識を理解習得し、就労がスムーズに進むように支援します。

(ア) 生産活動

個人よりも連携や協力が必要な一貫作業の中で、簡単なものから複雑なものまでいろいろな作業工程が含まれます。各々の力量に応じた作業を設定し意欲・持続力・集中力といった基本的な力と、摂津市人間基礎教育を基に社会性を養います。

- ・窯業…市高齢介護課等より記念品の受注、バザー、楽土市（不定期）を行い、生産活動にあたります。

- ・園芸作業…野菜や花を栽培し、花を窯業で作った花器や鉢に植え販売を行います。

（窯業とのコラボレーション）

(イ) 軽作業

ダイキンサンライズ摂津、サンキョーサポート、エッグ住まいる工房、不定期で市障害福祉課・産業振興課他より作業提供をうけ、軽作業にあたります。

①社会生活に必要な能力を向上するための訓練②就労に必要な知識、能力を向上するための訓練③就労希望者への進路相談を個別支援を基本に実施いたします。

(ウ) リサイクル事業（施設外就労）

摂津市から委託を受けて就労継続支援B型が施設外就労として、摂津市リサイクルプラザで食品トレーの分別・梱包作業に取り組みます。

(エ) 実習先企業の紹介

実際の職場での体験や、訓練校にて体験入校するなど、幅広い経験をしてもらい就労意欲につなげます。

(オ) 求職活動支援と職場定着支援

同行支援でハローワーク、就業・生活支援センター、障害者職業センター（職業評価）等の専門機関と連携し、個々に適した職場を探します。

就労が定着するように就職後の相談に応じます。また、定期的に職場訪問を行い職場に適応できるよう継続支援を行います。

6か月間の職場定着支援後の引き継ぎを円滑に進めるためにも、就業・生活支援センターとの連携を強化します。

(カ) 工賃倍増計画と還元金の配分

工賃アップを目標に作業従事いたします。そしてそこで得た収益については、均等配分により毎月の支払い工賃、一時金6か月分を予算化します。

生産活動の売り上げ増収は介せず、就労活動に大きく比重を置く、就労移行と作業指導の更なる見直しや生産性の向上、官公需要を利用した作業資源の開発に努め「障害者の自立へ向けての支援」「働く場」としての位置づけのもと、第三者評価で指摘を受けた「利用者が作業計画に参画する」機会を設定し、生産活動を主として工賃向上の推進を目指す就労継続B型の役割とその支援内容を事業会計に反映させていきます。

(キ) 行事

「小グループの体験学習」・「親睦会」の行事を計画し、参加は利用者の任意とし、「小グループの体験学習」は、参加費は全額利用者の自己負担とします。

「親睦会」は、一年間の作業の労をねぎらい、利用者と支援員の親睦を深める場とします。

ウ 職員からの情報提供（生活介護、就労移行支援、就労継続支援B型）

地域生活を送る上で必要な情報（福祉サービスや制度、地域情報、余暇の場、病院、公共機関等）を職員から伝えていきます。

エ 進路指導（生活介護、就労移行支援、就労継続支援B型）

退園後の進路について、利用者にあった進路先を利用者・家族と一緒に考え、進路先へのスムーズな移行ができるための取り組みを行います。また、退園後の家庭生活についても障害者総合相談支援センターや各関係機関と連携した支援を行います。

## オ 療育機能訓練・作業訓練（生活介護）

個別支援を重視し、その課題をより向上させるために、午前の活動は、作業の導入が必要な利用者を対象にした3クラスと個別に療育的アプローチが必要な利用者のクラス、合計4クラスに分かれて活動を行います。午後は、集団性、協調性を意識して、集団への参加や適応を高め、また、個々に応じた課題を設定して能力が発揮できるような活動を提供します。新たに音楽療法を取り入れグループワーク（集団活動）での療育活動の1つとして、月4回講師を招いての、音楽リズムからのアプローチを専門的な視点で実施します。

心身機能の維持・向上、情緒の安定などを狙いとして支援員とともに楽しく、創作活動として、季節毎の壁面作りに加えて、さおり織りを導入してまいります。さおり織りの活動は、自由な表現と、長い期間の継続ある取り組みにより作品に仕上がるところに特徴がある活動と言えます。

### （ア）療育・機能維持訓練活動

健康管理、安全確保、情緒安定を基本に生活訓練・療育活動の場とします。リラクゼーションを中心に、訓練的アプローチ・リラックスタイム・気候に応じた外気浴等、ゆとりを持ったプログラムを設定し、個別的なアプローチを行います。集団生活を高めるために小グループで制作や音楽・感覚刺激を行い、生活習慣の獲得・向上を第一に考え、規則正しく、安定した、潤いある生活が送れることを目指します。

P Tによるアドバイスを基にしなが、新年度も同様に機能維持に努めてまいります。

- ・療育プログラム
- ・リラクゼーション
- ・理学療法
- ・ストレッチ
- ・感覚刺激
- ・音楽
- ・制作
- ・園外活動
- ・生活支援プログラム
- ・音楽療法プログラム

### （イ）作業活動

作業の導入が必要な利用者に対して、和紙作業のほか、一人ひとりの能力や障害に応じたきめ細かい作業指導を行うとともに、作業に取り組める環境を整備し提供していきます。

- ・和紙作業
- ・空き缶回収
- ・さおり織り

## カ 作業指導（就労移行支援、就労継続B型）

### （ア）就労移行支援事業（就労移行支援）

就労に必要な知識・能力・持続力を養うよう支援し、生産活動と職場体験の活動の機会を提供します。一般就労に向けて、事業所や企業における作業実習、個々の適性に合った職場を探し、就労後の職場定着のための支援も実施します。

### （イ）就労移行支援事業（就労継続B型）

一般企業に雇用される事が困難な者や、一般企業に雇用されていても引き続いての雇用が困難な者、及び就労支援しても雇用に至らなかった者に生産の機会を与え、就労に必要な知識、能力の向上のための訓練、支援を行います。

## キ 健康づくり・衛生管理（生活介護）

利用者個々の健康状態を常に把握し、身体状況の確認を行います。

### （ア）体力づくり：はばたき体操・ストレッチ・散歩・外気浴

- (イ) 健康指導：リラクゼーション・機能維持訓練・歩行訓練
- (ウ) 身体状況の確認：家庭との連絡ノートによる心身の変化の把握(食事・排泄・検温) 血圧測定
- (エ) 衛生指導：手洗い励行 ・歯磨き指導
- (オ) 給食：食事の摂取状況の観察・栄養基準値の検討・きざみ食・ミキサー食
- ク 家族への支援（生活介護、就労移行支援、就労継続支援 B 型）

家庭生活での悩みや問題の解決を本人を含めた家族に必要なに応じて支援を行います。また、自主的活動である家族会にも支援や協力を行います。家族との信頼関係を築き、関わりを深めるとともに、情報を効果的に得て、指導的見地から更に有効的な形で日常生活に還元するために連絡ノートや機関誌の発行をとおして、家族との連携を図ります。

- ・連絡ノート      ・電話連絡      ・家族会への援助      ・行事への参加
- ・個人面談、家庭訪問の実施      ・機関誌の発行および月予定表
- ・支援費支給申請の援助や行政手続きの代行

(2) 健康管理（生活介護、就労移行支援、就労継続支援 B 型）

利用者個々の健康状態を常に把握し、健康の維持・増進を図ると共に疾病の予防に努め、心身ともに良好な状態で快適な生活ができるよう、次の項目を実施します。

- ・看護師来園（年 2 6 回）      ・整形外科医来診（年 6 回）
- ・精神科医来診（年 3 回）
- ・内科医検診（年 2 回）      ・体脂肪測定(年 2 回)      ・体重測定（年 2 回）
- ・検尿（年 2 回）      ・歯科医検診（年 1 回）      ・身体測定（年 1 回）
- ・血圧測定（随時）      ・衛生および環境整備      ・服薬管理      ・通院担当医調査
- ・研修、講習会の参加      ・保健だよりの発行      ・通院支援
- ・健康相談サービス

(3) 給食の提供（生活介護、就労移行支援、就労継続支援 B 型）

食事摂取基準に基づき、栄養素の摂取不足によって生じるエネルギーおよび栄養素欠乏症の予防に留まらず、過剰摂取による健康障害の予防、生活習慣病の一時予防も目的とした食事の提供を行います。

また、給食で提供する食事は利用者の健康の保持増進や家庭における食生活の意識向上を目指し、適正なエネルギーと栄養素の摂取ができる食生活を営むことが重要であります。

そして、給食の役割は栄養状態をよくする栄養素のバランスのとれた食事を提供するばかりでなく、健康にとって望ましい食習慣を身につけ、適正な食物選択ができる食行動に影響を与えるような質のよい食事を提供することにあります。

生活習慣病予防の観点からも食生活がいかに大切かということを利用者、家族に啓発していきます。さらに、利用者の嗜好にあった給食の提供に努め、そのために、委託業者との連携を密に取り合い、月 1 回の給食検討のための会議の開催はもとより、電話連絡等を行ってまいります。

栄養・調理部門も利用者のQOL向上を目指す立場を明確にし、支援部門との連携・チームワークを深めていきます。契約内容の遵守・履行（刻み食等の特別食の加工調理も契約内容に含む）を引き続き行います。

- ・給食だよりの発行（年12回）
- ・残食調査（年24回）
- ・栄養指導掲示
- ・検食簿
- ・嗜好調査

### 3 各種会議（生活介護、就労移行支援、就労継続支援B型）

施設運営に関する事項および利用者に対する指導内容の向上について協議し、効率的かつ円滑な業務運営を推進するため次の会議を開催します。

- ・施設連絡会議（月2回）
- ・行事实行委員会（随時）
- ・指導会議（随時）
- ・職員会議（随時）
- ・施設合同会議（随時）
- ・グループ会議（随時）
- ・ケース会議（随時）
- ・給食運営会議〈内外〉（随時）

### 4 災害事故防止対策（生活介護、就労移行支援、就労継続支援B型）

災害（火災・地震等）の際には特に配慮を要する障害者が施設を利用していることから、安全の確保を第一とした訓練を実施します。また、利用者に対して行なうサービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族・市に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対して行なったサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

- ・通報、消火訓練（年2回）
- ・震災訓練（年1回）
- ・避難訓練（月1回）
- ・環境整備（随時）

### 5 秘密保持と個人情報の保護（生活介護、就労移行支援、就労継続支援B型）

サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。サービスを円滑に提供するため、他の障害福祉サービス事業者等との情報の共有が必要な場合がありますが、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で用いる等、利用者の個人情報を他の障害福祉サービス事業者等に提供しません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、利用者の家族の個人情報を他の障害福祉サービス事業者等に提供しません。

### 6 虐待防止（生活介護、就労移行支援、就労継続支援B型）

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待の防止に関する責任者の選定を行ないます。
- ・成年後見制度の利用支援を行ないます。
- ・苦情解決体制の整備を行ないます。
- ・従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など）を行い、研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- ・個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。

- ・ 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

#### 7 医療機関およびショートステイ先関係機関との連携・協力

(生活介護、就労移行支援、就労継続支援 B 型)

「担当医調査」等必要に応じて医療機関とも資料提供や連絡を取り、また、市内ショートステイ先と事前面接等、ケースの引継ぎを行い、定期連絡会を実施します。また、園・医療機関・市福祉担当課との連携を要するケースも多く、地域でのケアをスムーズに行えるというねらいをもって援助してまいります。

他の事業所を利用されている利用者も多いことから、各関係機関(地域包括支援センター、保健センター)との連携強化を図ってまいります。

#### 8 施設の社会化 (生活介護、就労移行支援、就労継続支援 B 型)

利用者の地域生活が充実するように、積極的に地域に出かけ交流を行ってまいります。また、利用者が安心して地域生活での活動を行えるための支援者作り等(ボランティア養成、学校教育への協力)を福祉施設として啓発し地域との交流を図ります。

#### 9 アフターケア (生活介護、就労移行支援、就労継続支援 B 型)

当施設の支援が退園後の生活につながっているのか、また、何らかの問題で悩みを抱えていないか等を把握し、退園後の一年間は、進路先や家庭への訪問を行い問題解決に向う支援を実施します。

#### 10 苦情解決システム (生活介護、就労移行支援、就労継続支援 B 型)

苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行なうとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行ないます。(時間を要する場合はその旨を翌日までには連絡します。)

- ・ 苦情受付担当者 ・苦情解決責任者の配置
- ・ 第三者委員の設置
- ・ 外部相談機関の利用者への周知

#### 11 年間行事計画 (生活介護、就労移行支援、就労継続支援 B 型)

月	主 な 行 事	定 例 行 事
4	・ 歓 迎 会	〈合 同 行 事〉 ・ 作品展と音楽鑑賞会 (年 1 回)
5		
6	・ 懇 親 会	

7		<p style="text-align: center;">〈主 要 行 事〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・看護師来園（年26回）</li> <li>・調理訓練（年12回）</li> <li>・整形外科医来診（年6回）</li> <li>・家族会（年4回）</li> <li>・精神科医来診（年3回）</li> <li>・内科医検診（年2回）</li> <li>・検尿（年2回）</li> <li>・総合消防訓練（年2回）</li> <li>・歯科医検診（年1回）</li> <li>・大掃除（年1回）</li> <li>・体験学習（年1回）</li> <li>・園外活動（年1回）</li> <li>・おやつ作り（年1回）</li> <li>・食事会（年1回）</li> <li>・社会見学（年1回）</li> <li>・宿泊トレーニング（適時）</li> </ul> <p style="text-align: center;">〈月 例 行 事〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難訓練</li> <li>・楽土市</li> </ul> <p style="text-align: center;">〈その他の行事〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バザー出店</li> </ul>
8		
9		
10	・運動会	
11		
12	・クリスマス会 ・風船バレーボール大会 ・忘年会	
1		
2		
3	・茶話会 ・親睦会	

## 1.2 日課予定表

### (1) 生活介護

時 間	利用者の日課	支援員等の活動
～8:45		バス連絡事務
8:45		開園
8:50～10:00	利用者登園	日課打合わせ 出席確認 送迎バス運行（バス車内支援） 受入準備
10:00～10:30	更衣、排泄、水分摂取	出欠確認、健康状態の把握 身辺介助、作業準備
10:30～11:45	朝の会、体操 グループ別活動	作業、個別プログラム
11:45～12:00	食堂準備・移動	移動介助
12:00～13:00	昼食・排泄	食事指導・介助 片付け
13:00～14:30	グループ別活動	生活支援、制作、運動 連絡ノート記帳
14:30～15:00	水分摂取・休憩 食堂掃除	飲水介助
15:00～16:00	降園準備（更衣、排泄） 終りの会	身辺介助
16:00～17:00	降園	送迎バス運行（バス車内支援） 指導状況等の報告 各日誌・ケース記録の記載 施設内清掃・点検
17:15		閉園

(2) 就労移行支援・就労継続支援B型

時 間	利用者の日課	支援員等の活動
～8:45		連絡事務
8:45		開園
8:50～9:30	利用者登園 更衣	日課打合わせ 出席確認 作業準備
9:30～12:00	朝礼 作業	出欠確認、健康状態の把握 作業指導、安全確認 作業状況・工程の確認
12:00～12:45	昼食、片付け、体操休憩	食事指導
12:45～14:15	作業	作業指導、安全確認 作業状況・工程の確認
14:15～14:25	休憩（水分摂取）	
14:25～15:40	生活支援	情報提供～月2回 自治会～第1・3・5水曜日 その他 終日作業日
15:40～16:00	終礼、更衣	作業場の整理
16:00～17:00	降園	指導状況等の報告 各日誌・ケース記録の記載 施設内点検、清掃 作業場の整理、翌日の作業準備
17:15		閉園

1.3 日中一時支援事業

空床利用型として、定員1日3人で実施します。学校の長期休暇中や作業所の平日休暇日、家族のレスパイト・就業による介護者不在のため、日中活動の場を求めた利用者等、ニーズも多様な上、利用対象者が児童と障がい者と年齢幅も広いいため、生活介護、就労移行支援、就労継続支援B型の資源を活用し、利用者のニーズに即したサービスを提供していきます。

1.4 移動支援事業（ガイドヘルパー派遣事業）

1人で外出することが困難な障がいのある方に外出時の誘導や付添いなどを行うガイドヘルパーを派遣することで、外出する機会を確保する事により、障がいのある方の社会参加の保障や余暇活動の充実を支援することを目的としています。また、利用者等が居宅において自立した日常生活並びに、社会生活を営むことができるよう、利用者の身体状況や置かれている環境に応じて、外出時におけるサービスを適切かつ効果的に行ないます。そして、利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を行います。

1 移動支援サービスの質の向上

登録ヘルパーに対する定期的な研修により、職業倫理と障がいのある方に対する基本的態の確認及び障がい福祉に関する専門知識の習得を行います。

- (1) 採用時研修(採用後1ヶ月以内)
- (2) 登録ヘルパー研修(年12回)

(3) 法人内で実施される研修の活用

2 移動支援登録ヘルパーの確保

登録ガイドヘルパーの確保のために、市より指定を受けガイドヘルパー養成講座を主催し、ヘルパーの確保増員に努めます。

## Ⅱ 摂津市立身体障害者・老人福祉センター

### 1 運営方針

超高齢化社会の到来によって、地域におけるコミュニティの重要性、社会参加のあり方や生活環境の在り方が問われ、高齢期に向けた備えと豊かな人生を享受する必要性がますます迫られてくると思われまます。

高齢者にとっても障がい者にとっても社会の一員として、地域の中で生き生きとふれあえる場所が大切であり、摂津市における身体障害者・老人福祉センターは、地域におけるコミュニティ形成の場としてその重要性は今後益々高まると考えております。

主催事業や各同好会活動のサポート等を通じて、利用者(市民)が生きがいと目的意識をもって活動していただけるように、また地域の拠点として介護保険に頼らず元気に過ごしていただくよう、サポートし、地域にねざした施設づくりを目指します。

施設スローガン「共に歩もう！笑顔で・元気で・協働で」を大切に取り組んでおります。今後も利用者と共に歩み、共に創りあげることが大切にながら、利用者の健康増進や生きがいづくりに繋がるような質の高いサービスを提供してまいります。

### 2 事業内容

#### (1) 主催事業

高齢者・身体障がい者を対象に、健康づくり、生きがいづくりを目的として様々な事業を実施します。各種主催事業では、市内在住の利用者にとって地域の方とコミュニケーションの輪を広げられる場所・憩いの場となるよう市民の方に愛される地域密着型の施設運営を行ってまいります。

#### ① 健康体操

日々の健康増進や介護予防を目的とした人気事業であり、新規受講生を募集し、サービスを提供してまいります。身体障がいのある方も受け入れます。

#### ② カラオケ教室

趣味の拡大・交流・心身発散を目的とし、利用者の自主性を尊重しながらサポートします。

#### ③ パソコン教室（短期）

パソコンの基本操作や簡単な文書を作成する内容もしくはエクセル講習等ステップアップ講座的な内容を年1回実施します。

#### ④ ふれあいの里バスツアー

センター利用者の交流・親睦を深める主旨で実施します。

#### ⑤ 福祉センターまつり

センター利用者の交流・親睦を深める主旨で実施します。利用者との「協働」をテーマに掲げ、利用者と職員が一体となって企画・立案・実施してまいります。

#### ⑥ 多世代交流会

様々な世代が一堂に会し、同じ目的・同じ時間を共有することでふれあいながら、お互いを知り、理解するきっかけづくりをテーマとして、異なる世代間が楽しく交流できる事業を実施します。

## (2) 受託事業

### ① いきいきカレッジ（老人大学）

高齢者が教養を深め、仲間づくりや生きがいづくりと共に、今まで培った社会経験・人生経験を講座や地域に反映していただくことを目的として実施します。

### ② はつらつ元気でまっせ講座（介護予防講座）

全国的な取り組みとして重要性が高まっている介護予防事業を市（高齢介護課）と密接に連携を取り、健康増進を推し進めるため実施します。

形態については、市民グループからの要請に応える出前講座（全6回コース）。内容については、運動を中心に栄養・口腔講義を取り入れ、市民・利用者の健康状態の維持・向上に努めます。自主グループとして活動を継続することを前提としているため、講座終了後は1か月後のフォローアップ・支援に努め、地域に根ざしたグループを目指していただきます。半年後には体力評価も実施します。

## (3) 同好会・自主グループの育成

既存同好会の日々の活動に対しては従来通りの協力・援助を致します。

健康体操自主グループについては、トレーナー・受講生の意向を踏まえ、運営面に関するアドバイスを実施し、さらなるグループ育成に携わります。

また、自主グループを立ち上げようとする団体があれば援助・助言を行い、グループの活性化も含め地域の拠点となるよう努めます。

## (4) 市の事業への参加

市事業である子どもフェスティバル・老人福祉大会に参加し、展示・販売・交流の中で利用者が生きがい、やりがいを見いだせるようサポートします。

## (5) 身体障がい者の方の活動拠点

市内には摂津市身体障害者福祉協会をはじめとする障がい者団体が存在します。

その方たちの親睦や交流のための貸館や総会等の申請があった場合、随時受け入れ、団体の活動拠点施設のひとつとして、障がい者福祉向上の役割を果たしてまいります。

## 3 各種会議

効率的かつ円滑な業務運営を推進するため次の会議を開催します。

・施設連絡会議（月2回） ・行事实行委員会（随時） ・職員会議（随時）

## 4 職員研修

職員の資質向上・スキルアップ、利用者への接遇向上のため、各種研修を受講します。

## 5 災害防止対策

災害の際に特に配慮を要する利用施設であることから、安全確保・スムーズな避難を目的とした年2回の総合消防訓練を実施します。

## 6 年間計画（予定）

### 【主催事業】

開催日	事業名	開催日	事業名
通年	カラオケ教室 [2クラス=午前・午後]	11月	パソコン教室（短期）
通年	健康体操 新規クラス全22回/年	2月	ふれあいの里バスツアー
6月	いきいきカレッジ [6月開講～11月閉講]	3月	多世代交流会
9月	福祉センターまつり	不定期	はつらつ元気でまっせ講座

### 【同好会活動】（団体名・回数・活動曜日）

（運動系）

- ・え～やろ仲良会①② … 各グループ月2回/月曜日
- ・いきいきふれあいの会 … 毎週1回/火曜日
- ・健康体操A B C … 各グループ月2回/木曜日
- ・太極拳 … 月2回～4回/金・土曜日

（文化系）

- ・木彫 … 月2回/月曜日
- ・書道悠墨会 … 月2回/火曜日
- ・いきいきふれあいの会 … 毎週1回
- ・パソコン①② … 各グループ月2回/水曜日
- ・パソコンF&M … 月2回/木曜日
- ・陶芸① … 毎週1回/火・木曜クラス
- ・陶芸② … 毎週1回/水・土曜クラス
- ・パソコン撫子会 … 月2回/火・木曜日
- ・革工芸 … 月2回/木曜日

### 【その他団体活動・いきいきカレッジOB等】（団体名・回数・活動曜日）

- ・44期パソコン科OB … 月2回/火曜日
- ・46期パソコン科OB … 月2回/水曜日
- ・47期パソコン科OB … 月2回/金曜日
- ・摂津市身体障害者福祉協会 … 年3回程度
- ・摂津市グランドゴルフ … 不定期
- ・鳥飼地区グランドゴルフ … 不定期
- ・緑クラブ（老人クラブ） … 年2回程度

### Ⅲ 摂津市障害者職業能力開発センター「せつつくすのき」

#### 1 運営方針

障がい者の職業能力開発訓練施設として、障がい者の就業を可能にするため、必要な職業能力の開発及び向上を図り、関係機関及び民間企業等の協力を得て、訓練生が適性と能力に応じた職業に就き、その職業生活の安定を図れるように取り組みます。身体障がい者・内部障がい者対象のOA実務科と知的障がい者を対象の実務作業科の2科を有し、それぞれ1年間にわたって職業訓練を行います。さらに、修了生が安定した就労生活が送れるように、ハローワークや就業・生活支援センター等関係機関との連携を図りながら、生活相談・技術指導等様々な職場定着支援を行います。

また、発達障がい者等の新たなニーズに対して、大阪府・開発校・労働局とも協議しながら検討していきます。

#### 2 職業能力開発訓練

それぞれの訓練科目を通じて、職業訓練指導や社会生活指導・就職指導・健康管理を行います。

##### (1) 職業訓練指導

訓練生の障がいの多様化・重度化、訓練生個々の能力、社会のニーズを把握し、柔軟に対応できるような訓練環境、訓練体制、訓練指導方法、訓練内容を充実させ職業訓練を行います。

<職業訓練科目>

##### ・OA実務科

一般事務就労を目標に、文書作成、Excelの基礎から応用技術の習得及びホームページの基礎や各種アプリケーションソフトの操作や簿記、コンピュータの基礎知識等、事務処理全般における基礎知識についての訓練を行います。また、事務能力や情報収集・発信能力など実践的なIT能力を問う日商PC検定試験（文書作成、データ活用、プレゼン資料作成）、簿記等の検定試験と併せて資格取得を目指した内容の訓練を行います。

##### ・実務作業科

社会のニーズに応じた柔軟な訓練内容が提供できるように、従来から行っている木工作业に加え、多様な作業訓練を導入します。様々な軽作業の疑似体験的実習を取り入れ、就労先の仕事内容に適応できる能力の習得をめざし、持続力・集中力や手指の巧緻性・作業スピード・正確性等の向上を図ります。また、校外実習については、スムーズに移行できるように訓練内容を検討し、成果に結びつくよう取り組みます。

##### (2) 社会生活指導

就労に向けて、社会人としての日常生活習慣、自己の健康衛生管理や集団生活に必要な相互扶助・協調性、人間関係を保つ上での基本的な社会生活指導を訓練生活全般を通じ行います。

### (3) 就職指導

就職するにあたり、仕事に対する態度や心構え等職業人としての意識啓発を図る指導を施設内外を問わず訓練生活全般で行います。

- ・校外実習：事業所での実習訓練
- ・職場体験実習：事業所での職場体験

### (4) 健康管理

主治医及び法人嘱託医である整形外科医、精神科医の検診及び相談を必要に応じて行います。

## 3 時間割

時限	1	休憩	2	3	休憩	4	5	休憩	6	7
時間	9:00	9:50	10:00	10:50	11:40	12:40	13:30	14:20	14:30	15:20
	9:50	10:00	10:50	11:40	12:40	13:30	14:20	14:30	15:20	16:10

※1時限は50分授業とし、年間訓練時間は1,400時限以上とする

## 4 就職活動

各公共職業安定所及び関係機関、事業所との連携を図り、訓練生の就職にかかわる活動を行います。

- ・就職相談 各公共職業安定所指導官との個別就職相談
- ・事業所開拓 事業所の見学等を行い訓練生の実習及び就職先の事業所の開拓を行います。
- ・校外実習観察 校外実習を行っている訓練生の状況把握と就職への援助並びに事業所に対する助言、相談を行います。
- ・障がい者合同面接会 大阪府、北摂各市（摂津市・茨木市・高槻市他）及び近隣の公共職業安定所主催の障がい者雇用のための合同面接会に参加します。

## 5 訓練生の募集・施設のPR活動

訓練生の募集、施設のPR活動を各市役所、公共職業安定所、学校、病院、関係機関への連絡および訪問を行います。また、大阪府の合同説明会や三島ブロック進路指導連絡会などに参加して、募集やPRを行います。

- ・入校相談 入校希望者の見学および問い合わせ等について相談を随時行います。
- ・一日体験入校 入校希望者を対象に職業訓練の体験を随時行います。
- ・選考試験 O A実務科（身体障がい者、内部障がい者） 9月、2月  
実務作業科（知的障がい者） 12月

## 6 アフターケア

多くの訓練生が社会で活躍していますが、依然として雇用環境は厳しく、新たに就職することは難しい状況にあります。せっかく就職をしても、短期間で離職するケースもあり、助

言や相談等修了生のアフターケアを行います。また、企業に対しても、しっかりとしたアフターフォローをすることにより、当センターとの信頼関係が築かれ、在校生の雇用にもつながるよう継続していきます。

## 7 各種会議

施設運営に関する事項及び訓練生に対する指導内容の向上について協議し、効率的かつ円滑な業務運営を推進するため次の会議を開催します。

- ・施設連絡会（月2回）
- ・行事实行委員会（随時）
- ・職員会議（随時）
- ・ケース会議（随時）

## 8 災害防止対策・安全管理

災害（火災・地震等）の際、特に配慮を要する障がい者が施設を利用していることから、安全確保を第一とした訓練を実施します。また、訓練中の事故・ケガ防止のために安全管理・安全教育を実施します。

- ・避難訓練（総合訓練2回・地震2回）

## 9 個人情報の保護

大阪府との「職業訓練委託契約書 個人情報取扱特記事項」および「個人情報保護管理規定及び方針」に基づき、個人情報の取扱いを適正に行います。

## 10 虐待のための対策

虐待は身体的なもの、心（言葉遣い・態度）に対するものと、さらに経済的なものがあります。訓練生への虐待を未然に防止するために、日頃から権利侵害を見逃さないようにし、虐待の芽を摘んでいくとともに関係機関と連携して取り組みます。

## 11 苦情解決について

苦情受付の窓口を設け、関係機関と連携して訓練生や家族等からの苦情に対しては誠意を持って公正な解決に努めます。

## 12 年間行事計画

月	主 な 行 事	定 例 行 事	検 定 試 験
4	・入校式 (OA実務科、実務作業科)	・避難訓練	・日商PC検定 文書作成 データ活用 プレゼン資料作成 ・日商簿記検定
5	・個別参観、懇談 ・就職相談		
6			
7			
8	・就職相談 ・夏期休暇 (8/10～8/17)		

9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選考試験 (OA 実務科)</li> <li>・修了式 (OA 実務科)</li> </ul>		
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入校式 (OA 実務科)</li> <li>・運動会</li> </ul>		
11			
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権研修</li> <li>・選考試験 (実務作業科)</li> <li>・冬期休暇 (12/27～1/6)</li> </ul>		
1			
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選考試験 (OA 実務科)</li> </ul>		
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修了式 (OA 実務科、実務作業科)</li> <li>・春期休暇 (3/29～4/5)</li> </ul>		

## 5 摂津市立第1児童センター

### 1 運営方針

児童センターは子ども自身の意思により利用する唯一の児童福祉施設として

- (1)遊びを通して子どもの健全育成を図ること。
- (2)子どもの遊びの拠点と居場所になり福祉的課題に対応すること。
- (3)保護者の子育てを支援し、子育ての協働の場を提供すること。
- (4)地域資源をつなぎ地域の子育て力を高めること。
- (5)地域住民の子どもの育成に関する理解を深めること。
- (6)社会のルールを守れる人づくり「人間基礎教育」を推進すること。
- (7)障がい児者・高齢者との交流、連携、協働を図ること。

以上を実践すべく事業を展開していきます。

夏期の開館時間の延長、移動児童館事業の充実、乳幼児プログラムの参加機会の拡大、これらにより利用児者に対するサービスの向上と利便性を高めます。摂津市の青少年リーダー養成事業との連携を模索し、次世代の地域活動リーダーを育成する拠点施設としてより発展させていきます。

### 2 事業内容

#### (1) 主催事業

- ア 年間主要行事 (別掲)
- イ 定例行事活動 (別掲)
- ウ 教室活動 (別掲)
- エ クラブ活動 (別掲)

#### (2) その他の事業

- ・移動児童館事業 市内遠隔地を中心に出張事業を実施します。
- ・乳幼児絵本貸出事業 乳幼児対象の絵本の貸し出しを行います。
- ・相談事業 児童相談及び育児相談等、関係機関との連携・協力を図ります。
- ・連携事業 学校や地域の関係団体との連携・協力を図り一中校区地域教育協議会(すこやかネット)の事業を実施します。
- ・特別使用 育児サークル活動団体等に部屋の貸し出しや活動を援助します。
- ・ボランティアの育成・登録を行います。

### 3 各種会議

- ・施設連絡会議(月2回)
- ・運営委員会(定例年2回及び随時)
- ・ボランティア連絡会議(年4回)
- ・行事实行委員会(随時)
- ・職員会議(随時)
- ・こどもスタッフ会議(月1回)

### 4 災害防止対策

災害(火災・地震等)の際には、特に配慮を要する児童及び乳幼児が利用していることから、安全の確保を第一とした防災訓練を実施します。

5 防犯対策

不審者侵入等の緊急時における子どもの安全確保をするための訓練を実施し、組織体制の確認をするとともに、侵入者への対応の仕方や牽制方法の習得及び職員や子どもの安全意識の高揚を図ります。

6 事故防止対策

日々の環境整備や遊具等の点検を実施し、年1回専門業者による遊具点検を行います。

7 苦情解決システム

苦情受付の窓口を作り、苦情に対しては、誠意を持って公正な解決に努めます。

8 個人情報保護

個人情報管理規定に基づき個人情報を保管しているロッカー等については全て施錠し館外へ持ち出しません。

9 虐待防止対策

日常より子どもの心身の状態や家族の態度などの観察、情報収集に努め必要により専門機関と連携して対応します。

10 年間行事計画

月	年間主要行事	定例行事活動	教室活動・大会
4	児一センまつり	↑ 乳幼児親子プログラム ↓ ↑ 乳幼児親子プログラム ↓ ↑ 乳幼児親子プログラム ↓	
5	ディキャンプ		母の日のプレゼント
6	収穫祭		父の日のプレゼント
7	児一センツアー(キャンプ) 夏まつり 平和月間事業		夏休みクラフト (陶芸, 木工 等)
8	乳幼児サマーランド		
9	体力測定・お月見		卓球交流試合
10	収穫祭		
11			クリスマスクラフト
12	クリスマス会 (幼児の部)(小学生の部) もちつき		しめなわクラフト
1	お正月あそび		
2	節分, みしま3丁目劇場		チョコレートづくり
3	多世代交流事業 乳幼児ランド		卓球交流試合 卓球・けん玉大会
備考	月 1 回 … トランポリン, けん玉認定会 随 時 … こどもスタッフによる行事の企画・運営会議 各種認定会, スポーツ・クラフト等各種教室		

クラブ活動

曜日	クラブ活動	内 容
木	母と子のおもしろクラブ	3才から就学までの親子を対象にしたクラブ活動。8回制プログラム構成で春、秋の2回実施。運動遊び、クラフト、バス遠足など ※定員…春期・秋期共20組
木	けん玉クラブ	全学童児対象。けん玉の持ち方からけん玉道 級・段位の取得を目指し集中力、持続力を養う。他校区、異年齢のつながりと育む。文部科学大臣杯など大会へ参加し経験を拡大する。 ※定員…前期・後期共20名
金	卓球クラブ	小学2年生から6年生対象。ラケットの持ち方から試合ができるまで指導。他校区、異年齢のつながりと協調性を育む。技術、体力を身に着ける。対外試合への参加。 ※定員…前期・後期共15名
土	リコーダークラブ	小学3年生から6年生対象。5種のリコーダーを使ってのオーケストラ演奏。演奏技術、他校区、異年齢のつながりと協調性を育む。対外演奏への参加。 ※定員…前期・後期共20名
随時	児ーセンキッズ	全学童児対象。ダンスなどの活動を行い、児童センター行事のクリスマス会などでの発表や対外的なイベントへの参加を図る。 ※定員…年間20名
随時	こどもスタッフ	小学4年生から小学6年生が対象。毎月第1土曜日にこどもスタッフ会議を実施。子どもの意見で行事の企画、運営に関わる。児童センター利用児のリーダー的存在として将来的にも地域のリーダーとして活躍できるよう関わる。 ※定員…10名

## 6 摂津市障害者総合支援センター

### I 摂津市障害者総合相談支援センター「ウィング」

#### 1 運営方針

相談支援部門は、障がい種別を越えた横断的な相談体制が整備され、就業・生活支援センターによる就労支援も合せ、幅広い年齢層の障がいのある人に対する一体的な相談支援体制をもって個別の多様なニーズに応えていく体制を維持していきます。

計画相談支援、障害児相談支援（以下、計画相談支援等）については、平成 27 年度から障がい福祉サービスを利用する際には計画相談支援等の利用（支給決定前にサービス等利用計画案や障害児支援利用計画案）の提出が必須となり、平成 27 年度から当センターで担っている基幹相談支援センターの機能強化として相談支援専門員を 7 名に増員し、年度中にほとんどのサービス利用者に対する計画相談支援等の導入が済みました。

平成 28 年 1 月末現在、摂津市内の介護給付費等支給決定者は、520 名のうち、当事業所において計画相談支援の導入が済んでいる方は、311 名です。摂津市内の障がい児通所支援支給決定者は、301 名で当事業所において計画相談支援の導入が済んでいる方は、102 名となっています。来年度以降は、計画相談支援等の質の向上が求められ、相談支援専門員に求められる技術や知識等を絶えず高めていく必要があります。

当センターは、基幹相談支援センターとして位置づけられており、相談支援専門員は、個別支援レベルとして相談援助技術や障がい者ケアマネジメント、ケースワークなどの技術の習得と社会福祉法制の理解等が求められ、ネットワークや社会資源の開発改善などを実施するために必要なソーシャルワーク技術も必要になり、専門職として法律上、位置づけられています。サービスの質を維持するためにも安定的な支援体制の構築を目指します。

地域生活支援事業の相談支援事業（市委託事業）については、障がい者（大人）への個別支援においては、福祉サービスや医療等にかかる相談が多い一方、障がい当事者への虐待や権利侵害案件や発達障がい者や精神障がい者の特性から求められる継続的な不安の傾聴や混乱した状態に対しての助言などが増えてきています。また、触法障がい者の支援として地域移行に向けた刑務所での面談等を頻回に行い現在も地域生活の定着に向けた支援を継続しています。また、障がい児への個別支援においては、不登校にかかる相談が多く、教育センターや市家児相、府子家セン、学校、医療機関等との連携を密に解決に向けた支援をチームとして行いました。特に不登校にかかる相談は、児童虐待防止の観点からも重要であり、相談件数が増えてきている現状です。

さらに、個人に起因する相談のみならず、個人を取り巻く家族関係やサービス事業所のサービス内容等の環境に及ぶ多様なニーズが相談の場で寄せられ、それらの解決やニーズ充足のために関係機関との連携の機会が増え、障がい福祉分野のみならず、権利擁護、医療、教育、就労、介護保険分野、司法関係等との連携を強化していきます。

また、平成 24 年 10 月 1 日からの「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行により、摂津市障害者虐待防止センター（摂津市障害福祉課）との連携による虐待案件に対する初動期支援や虐待防止の啓発、ネットワーク体制の構築等も担っています。

日中一時支援事業については、障がい児・者等の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的としており、当施設は、安威川以北の日中一時支援事業の拠点と位置づけられています。

市内に障がい児童が利用できる事業所が増え、当センターの利用児が放課後等デイサービスに移行したことで利用者数は減少傾向にあります。しかし、発達障がい児は、コミュニケーション障がいや音への過敏性、対人関係構築が苦手、感情コントロールが苦手などの障がい特性があげられ、当センターの環境は、静かで落ち着いて過ごせる環境を提供できることから、放課後等デイサービス事業所と当センターの並行利用児もおられます。事業運営、特に財政面を考慮すると採算が合わない事業になりますが、子どもたちの発達支援という観点からは、このような環境は必要であり、公共性の高い事業として引き続き当センターにおいて実施してまいります。

## 2 事業内容

### (1) 障がい者相談支援事業（摂津市地域生活支援事業で市からの委託事業で対象は、障がい児者）

平成18年度より実施してきた事業で障がい児者や家族等に対して、電話や来所、家庭訪問などにより下記の支援を行います。

- ①福祉サービスの利用援助(障がい児者)
- ②社会資源を活用するための支援(障がい児者)
- ③社会生活力を高めるための支援(障がい児者)
- ④ピアカウンセリング(障がい者)
- ⑤権利擁護に必要な支援(障がい児者)
- ⑥専門機関の紹介(障がい児者)
- ⑦地域自立支援協議会などへの参加(障がい児者)
- ⑧障がい児や保護者等に対する療育相談や障がい児の健全な発達を促進するための専門機関等との調整など(障がい児)

### (2) 摂津市基幹相談支援センター等機能強化事業（摂津市地域生活支援事業で市からの委託事業）

三障がいを対象とした相談支援拠点の設置によって専門的な相談支援等を要する困難事例への対応や地域自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対して専門的な指導、助言を行ない、他の相談支援事業者の指導の強化を目指します。また、長期入所・入院者の地域移行推進や自立支援協議会の運営などと摂津市障害者介護給付費等支給審査会審査委員の委嘱を受け審査会に出席します。

### (3) 計画相談支援（国事業・市指定）

障がい者や障がい児及びその保護者が希望する生活に沿いつつ、本人が地域でいきいきと自分らしく生活が送られるように本人中心の支援計画をケアマネジメント手法を活用して作成し、きめ細やかな支援を行います。

- ①サービス利用支援(サービス等利用計画作成)
- ②継続サービス利用支援(モニタリングの実施)

(4) 障害児相談支援（国事業・市指定）

障害児通所支援を利用する障がい児に対して児童福祉法に基づき、通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画（障がい者のサービス等利用計画に相当）を作成します。

①障害児支援利用援助(障害児支援利用計画作成)

②継続障害児支援利用援助(モニタリングの実施)

(5) 地域相談支援（国事業・府指定）

①地域移行支援

障がい者支援施設等の施設に入所している障がい者又は精神科病院等に入院している精神障がい者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与します。

②地域定着支援

居宅において単身等の状況において生活する障がい者に対して、当該障がい者との常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態において相談その他の便宜を供与します。

(6) 日中一時支援事業

①事業内容

日中生活の支援として身体等の介護及び日常生活上の支援、創作活動及びレクリエーション、見守りを行います。

②健康管理面

支援としては、支援員による視診や利用時の検温を行い、必要に応じて服薬支援を行います。

③日中一時支援事業支給申請の援助

日中一時支援事業を利用するにあたっての支給申請を行う際に必要な支援を行います。

④相談及び援助

利用者及び家族からの相談については、誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行いません。

⑤支援体制等

サービス提供日と時間は、月曜日～金曜日の8時45分～17時15分（土・日・祝休）で人員体制は、管理者 1名、生活支援員 1名。利用定員は、3名です。

(7) 大阪府障がい者相談支援アドバイザー派遣事業（大阪府事業）

都道府県地域生活支援事業の一つで、府から委嘱を受けたアドバイザーとして、地域のネットワーク構築や相談支援体制の向上等に向けた指導・助言等の広域的支援を行います。

(8) 障害支援区分認定調査 調査員

認定調査員は、障がい福祉サービスの支給申請のあった本人及び家族等と面接をするとともに、三障がい共通の調査項目等に基づき認定調査を行います。あわせて、サービス利用意向聴取及び家族状況等の概況調査を行い必要に応じて相談も受けてまいります。

(9) 陽だまりと会議室(貸室)の運営

障がい福祉の啓発を目的に当センターロビーに市内日中活動系事業所の利用者が作った作品の展示(一部は販売)と市民が自由に持ち帰ることが出来る障がい福祉事業所や機関、当事者団体のパンフレットや機関紙等を設置します。

また、市内障がい福祉事業所や当事者団体の活動を支援する等の目的で会議室の貸室事業を継続します。必要に応じて基幹相談支援センター等機能強化事業として当事者団体等の定例会に参加し、助言や情報提供を行いません。

### 3 専門性の向上

国・府の施策や福祉情勢の把握、他市・他圏域の相談支援事業との情報交換・連携を深め、多種多様なニーズに対応していくため、ケアマネジメント技術や専門知識の向上と多岐にわたる情報収集・情報提供を行います。

### 4 相談支援体制の整備および広報活動

摂津障害者生活支援センター「はあねす」(身体障がいの方及びその家族)や相談支援事業「あしすと」(精神障がいの方及びその家族)、茨木・摂津障害者就業・生活支援センター、市立児童発達支援センターや障がい福祉サービス事業所、専門機関、各種団体等と連携して相談支援体制の充実を図ります。

また、市東部地域の方へのニーズにも対応できるよう、ふれあいの里などにおける出張相談にも応じていきます。さらに、当センターの案内パンフレットを配布し、障がい当事者や家族が気軽に相談できるように相談支援事業の啓発を行います。

### 5 支援体制の整備

日中活動の場を利用している方、就労している方、就学している方を対象に、相談しやすい環境を作るとともに、必要な支援を行います。

#### (1) サービス提供日と時間

相談支援・・・月曜日～金曜日の8時45分～17時15分(土・日・祝休)

ただし、第1土曜日のみ通常開所

日中一時支援・・・月曜日～金曜日の8時45分～17時15分(土・日・祝休)

#### (2) 人員体制

相談支援・・・管理者 1名、相談支援専門員 6名

日中一時支援・・・管理者 1名、生活支援員 1名。利用定員は、3名。

### 6 中立公平性の確保

相談支援という性質上、利用者のニーズに対して偏りなくサービス調整の実施と提供を行います。利用者に対しては、もちろんのこと、関係機関、事業所に対しても中立公平な立場を堅持します。

また、摂津市障害者相談支援事業の受託という市の代行者としての業務を遂行することの意味から地方公務員法第30条(住民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務する)への準拠や障害者総合支援法第87条基本指針の第1の三(地域の実情に応じ、中立・公正な立場で適切な相談支援が実施できるような体制の整備を図る)を遵守し、特に高い中立公平性を確保しながら、常に社会的責任、社会的要請を意識し、人権を尊重した支援を行います。

## 7 秘密保持と個人情報の保護

利用者等の秘密保持と個人情報保護を次に掲げるとおりとします。

サービスを提供する上で知り得た利用者及び保護者、家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。さらに、サービスを円滑に提供するため、他の障がい福祉サービス事業者等との情報の共有が必要な場合があります。利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で用いる等、利用者の個人情報を他の障がい福祉サービス事業者等に提供しません。また、利用者の保護者、家族の個人情報についても予め文書で同意を得ない限り、利用者の保護者、家族の個人情報を他の障がい福祉サービス事業者等に提供しません。

## 8 虐待防止

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・ 虐待防止に関する責任者の選定を行います。
- ・ 成年後見制度の利用支援を行います。
- ・ 苦情解決体制の整備を行います。
- ・ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修の実施を行い、従業者の人権意識の向上や技術の向上に努めます。
- ・ 相談支援の究極の目的は、権利擁護にあり、サービス等利用計画や障害児支援利用計画などは、利用者中心支援計画となるように適切な支援の実施に努めます。
- ・ 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

## 9 苦情の受付と利用者からの評価を受ける体制

利用者からの苦情については、利用者からの苦情解決の取り組みに関する実施要綱に基づいて対応します。また、平成 22 年度から利用者満足度調査を日中一時支援事業とあわせて実施しています。結果については、自立支援協議会相談支援部会、代表者会議に報告し透明性を図ります。

## II 茨木・摂津障害者就業・生活支援センター

### 1 運営方針

障害者就業・生活支援センターは、就職を希望されている障がいのある方、あるいは在職中の障がいのある方や家族の方が抱える不安や困っていることに応じて、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を実施します。

身近な地域で、雇用・保健福祉・教育等の関係機関や事業所との連絡の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練・職場実習のあっせん、職場定着支援等、障がい者の職業生活における自立を図るために必要な相談支援を行います。

利用者の生活支援については、一体的運営を行っている摂津市障害者総合相談支援センター「ウイング」をはじめ、他の相談支援事業所と連携しながら支援の充実に努めます。

さらに、障害者総合支援センター内の会議室を利用して、利用者のサロンや各種講座等を開催し、集いの場作りと定着支援の取り組みの充実に努めます。

平成28年4月には、障害者差別解消法が施行されると同時に障害者雇用促進法も改正され、(精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置) 障がい者の差別禁止と合理的配慮を社会的にも求められる状況になり、募集～採用～職場定着を通じてますます、就業・生活支援センターに求められる期待は大きくなり、時代のニーズに応じられるように専門性の向上や積み上げてきたネットワーク体制さらなる充実、業務の効率性の向上に努めてまいります。

なお、職員配置については、主任就業支援ワーカー1名、就業支援ワーカー3名、生活支援ワーカー2名の計6名の配置が必要となっています

### 2 関係機関とのネットワークの構築

支援センターの業務遂行上、摂津市と茨木市の2つの市を一つの圏域としているため、両市をはじめとする関係機関、事業所との密接な連携は不可欠であり、幅広い機関に対して支援センターの活動の周知を図りつつ、理解と協力を求めるため全体の運営会議を年1回開催いたします。

### 3 事業内容

#### (1) 要支援者の把握

本人の直接相談や各関係機関との情報交換、紹介等により、就労希望者・就労者・離職者等、支援を必要とする人たちのニーズを把握します。

#### (2) 各関係機関、事業所との連絡調整

各施設・機関の実務者レベルの会議を定期的で開催し、広く情報交換などを行います。また、法人内就労系事業の円滑な支援に向けてひびきはばたき園やせつつすのきと定期的に会議を実施していきます。

#### (3) 就労・生活面の助言、指導

就業支援活動においては、本人の生活が重要なウェートを占めるため、生活支援をベースにした取り組みが大切です。利用者の状況に応じて個別支援計画を作成し、職業準備訓練から就業、その後の定着に至るまでの相談・援助・生活支援を行っていきま

- す。さらに、必要に応じて各市基幹相談支援センターと連携した支援を行います。
- (4) 職業評価を第三者機関にて実施  
利用者個々の必要に応じて、大阪障害者職業センターに依頼しケース会議を実施します。
- (5) 基礎訓練の実施  
利用者に対し、個々の障がいの種類及び程度に応じた基礎訓練（施設実習等）を法人内施設及び提携施設において実施します。
- (6) 茨木公共職業安定所との連携と各種就職支援制度・サービスの活用  
求職登録・求人紹介などをはじめ、特に職場実習の受入企業・事業所の確保が重要な課題であるとの認識をもち、茨木公共職業安定所との連携により、受入企業・事業所の開拓に努めます。また、就業支援のための各種諸制度についての情報収集を行い、制度の活用に努めます。
- (7) 就職後の職場定着支援  
就労者に対しては、定例・臨時に職場訪問し相談等を行います。職場でのトラブルについては迅速に対応し、トラブル防止も含め職場への定着を図ります。また、企業に対して障がいの理解についての啓発にも努めます。
- (8) サロン、各種講座の開催  
利用者に対し、会議室を利用して、面接の受け方マナーなどの各種講座および、情報交換の場としてのサロンの開催等を行います。特に面接マナー講座に関しては大変好評で、受講者が会社や訓練校の採用面接で合格するという実績もあがっています。また、当センターのサービスを新規に利用希望する方には、毎月中旬にサービス内容説明会（ガイダンス）を実施しています。プレゼンテーション方式で説明し、視覚的に情報収集しやすい人からは好評を得ており、個別に説明するより、業務の効率性も高まり今後も継続していきます。
- (9) 事業主に対しての助言  
雇用企業、事業所に対して随時懇談を行い、信頼関係を築きながら、障がいの特性やコミュニケーションの取り方など必要な情報提供を行います。
- (10) 情報の提供  
茨木・摂津障害者就業・生活支援センターのパンフレットを作成し、ホームページの充実にも努めます。
- (11) 各種障がい者関係機関との連携  
身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいの関係機関、事業所と連携し、広く情報交換などを行います。
- (12) 就労者同士の集う場の設置  
働くこと、生活することなどの悩みや相談を、利用者同士が持ちかけ、お互いに支え合って行けるように、集いの場を設置できるよう支援していきます。
- (13) 秘密保持と個人情報の保護  
サービスを提供する上で知り得た利用者及び保護者、家族の秘密及び個人情報、利用者が就労する事業所における企業秘密及び担当者の秘密及び個人情報については、正当な理由なく第三者に漏らしません。

また、サービスの円滑な提供のためにやむを得ず関係機関等との間に情報の共有が必要な場合においても、本人との文書での同意を得ない限り個人情報を提供しません。

(14) 苦情解決について

苦情受付の窓口を設け、関係機関と連携して利用者や家族等からの苦情に対しては誠意を持って公正な解決に努めます。

(15) 虐待防止

利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために必要な措置を講じます。

- ・虐待の防止に関する責任者の選定を行います。
- ・成年後見制度の利用支援を行います。
- ・苦情解決体制の整備を行います。
- ・従業者に対して虐待防止を啓発・普及するための研修を実施し、人権意識と技術の向上に努めるとともに、従業者が支援の遂行にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整え、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。
- ・利用者が勤務する事業所において、虐待が確認された場合は、速やかに市障害福祉課及び大阪労働局・府自立支援課、労働基準監督署に通報し、指示を受けた上で適切に対応します。

なお、平成24年10月以降の障害者虐待防止法の施行に伴い、障がい者の就業及び生活支援に対する相談支援事業者として法律に規定する責務を果たします。